

第4回熟議『学校選択制』議事内容（平成24年6月27日） Aグループ

委員

基本的に小中学校に入学の際の1回のみ、原則としてはその方が良いと思う。毎年、選択できるとなると学校側も大変だし、保護者も制服も変われば、いろいろなことが全部変わるので、何回も選べるというのは良いんでしょうけれども、あまりにも間口が広すぎるのかなと思います。やるとした場合、ある程度、制度としては1回というのを決めておいたほうが良いと思います。

委員

現場レベルでも対応できないのでたぶん1回だけ、というのが一番無難なんだろうと思います。学校選択制をやったとしても、1回のほうがよろしいんじゃないですか、というのは正直に感じる場所ですね。もし大阪市全体で何回も選択できるような学校選択制になったときには、それは混乱の元になるので、もう最初に1回選んだら、それは選んだ側の責任ではないかと思います。

委員

この、選択の機会というのが、指定外通学との兼ね合いをどうしていくか。もし認めた場合に、もうAという、こっち側に移ったと。だけどやっぱり嫌だから、近いほうの学校が許されるのだったらこっち側へ戻りたいというようなことが、もし指定外通学が認められたとしたら、そういう子たちの関係も、どこかで最終は歯止めをかけておかないと、その関係がものすごく微妙になってくるのかなと。いじめなんかによってね、当然それはあると思う、出ていくのはいいとしても。一旦こっち側の学校を選んでおいて、いやちょっとアレだから、近い方に行けるから、もういっぺん指定外就学を使って、こっち側へ行こうか、というようなことを抜け道としては、細かいことで申し訳ないですけども出てくるので。その点も、どこかで整理しておかないといけない。

委員

原則としてもう1回だけと。いじめとか、そういうケースの特例は別として。

委員

今でも特殊な事情があれば変わることがあるはずですよ。それぐらいのラインはあってもいいじゃないですか。だからいたずらにポンポンと戻ってくるとか、どっかへ出るとか。

委員

個別の事情はね、配慮しないといけないと思うのですけれども。最初に選ぶということは、選ぶ理由があるはずですから。

事務局

東京都からお聴きしていますのは、選んでですね、保護者によっては、やっぱり指定校の方

が良いわという声は、毎年、各教育委員会が聞いているみたいなんです。そこで、個別の事情があれば、それは加味するわけですが、そういう個別の事情が見当たらないという場合は、その保護者の方に、きっちりと学校をどうするのか選んでくださいとお話したはずですよ、だからそういう選択をした以上、安易にこちらが良いということは認められませんというふうに、ハッキリお断りをしているという教育委員会も複数あるとお聞きしております。個別の事情は別ですけどね。

委員

ちょっと厳しく申し上げると、学校としても、あなたが選んだのでしょと言えるように説明しないといけないというところが出てきますよね。うちの学校はこうなのですよ、と。

委員

もちろんそうですね。

委員

そのところは、充実させていくとして、基本的に保護者としては、自分が選んだことなので、というところは貫かないと、厳しくなってくるだろうなと。その代わり、学校側も情報開示をきちんとやってくださいよね、というところはお願い事項ですよ。それが、保護者の観点からどこまで情報を出してもらわないといけないのか、というところはこれからの議論になってくるのでしょうけれども。

ファシリテーター

ここで前提になっているのは、小・中学校共通に1回、入学する際に1回というふうに書いてあるのですが、小学校・中学校を共通に考えて良いのかどうかという問題が私にはあるので、すけれども。つまり、小学校のほうは学校選択制というのは無理だと。別に、何も、というわけではないけども、普通、理由は無いわけでしょう、個性的なものは何も、そんなに無い訳です。ただ、親御さんから見たら、性格上この子はこういう面があるな、ということはあるかもしれないけれども。しかし、それは学校選択の理由にはならないですね。

委員

たぶん、小学校で言えば物理的な近いところ、校舎が綺麗とか、きっとそういう理由だと思います。

委員

僕自身が東京にいましたもので、幼稚園の時から東京にいたので事情がわからないのですが、小学校で言えば、お母さんのネットワークと子どものネットワークがあると思うんですね。東京においても、大阪市においても大きいので。同じ幼稚園にいて、お母さん同士が、仲が良いと。ただし学区が決まっていれば、分かれることになってしまうというところで、早い話がスタート時に友達が多いに越したことがないというところで、幼稚園の時から小学校区がどうなるかハッキリわかっていたらまだしもですね。そういう面では、別に小学校の選択制というの

もアリではないかと思います。

委員

それは入学時の1回限り、という話ですね。

委員

入学時の1回限りです。はい。

委員

学校選択制がどうのこうのではなく、ここは選択制を前提としての論議なので。

委員

ちょっと間違えていました。

委員

対象者にしてもそうですけれども、保護者の責任をどういうふうにかえるか、ということが重要になってくると思うのですけれども。選択する側の責任ですね。それを明確にしておかないと、学校側も保護者側も揉める元になるんじゃないかと思うのですけれども。保護者には、この選択する場合にどういう責任があるのか、ということを明確にしておけば、1回のみの選択に責任を持つとか、どういう人を対象にするか、が決まってくるのかな、と思うのですけれども。

委員

公立の難しいところですよ。私学は明確に保護者が選んで行く。小学校でも子どもらが選んで行って、嫌だったら辞めなさいと、そういうハッキリしたものがあるが、公立はそういう訳にはちょっといかないものがあるので。

委員

そうですね。

委員

ただ、そこは、保護者は勝手な都合でモノを言うのは絶対なので。

委員

保護者の希望というのは確かにあると思うんです。で、それを聴く、というのがこの制度の目的だと思うのですけれども、それに伴って出てくる責任というのは、義務教育において、先ほどもおっしゃったように、どこまで、というのが、保護者自身が背負いきれないと言いますか、そういうところがあると思うんですね。だから明文化するなりしておかなければ、、、

ファシリテーター

明文化する？

委員

ちょっと分かりにくいのですが。分かりにくいというか、ここを選ぶ自分が、学校の状況を、全部公開になっているのを見て行きます。それにおいては、その学校の方針に従うということで行く、というので私は、保護者として思うのですが。

委員

それだけじゃなくて、例えば通学の途中の事故等々については、今、指定外通学で行っている場合には、指定外通学の申請書の下に、通学における事故等については一切自己責任で、というふうな内容のことが書かれているのですよ。そういうことをちゃんと書いておかないとアカンよ、ということを仰っていると思います。

委員

ただね、今、自分の学校に行っている通学の中でも、学校に行くまでは、保護者の責任ですよ。

委員

本来はね。

委員

本来はですよ。そこを基本だと思っている保護者もきついていると思うのです。だから指定外就学で来ようが、門に入るまでは保護者の責任であって、学校に責任を問うということは出来ないということです。

委員

ややこしい話だが、健康センターの保険がかかっているじゃないですか、子どもたち。あれは、本来は学校の中のことなんですけれど、一応通学も入るのですよ。

委員

そうですね、それは入りますね。正規の通学路。

委員

それが、通学区域を越えて来ている場合に、例えば通学区域の向こうで怪我をした、例えば自転車にぶつかった、怪我をしたとかいう時に適用できるか、といったらたぶん出来ないんですよ。だからその部分の責任は親の責任ですよ、ということを明確にしておかないとアカンよ、ということをたぶん仰っているのだと思います。

委員

じゃあ、外だけの話ですね。

委員

そうですね、通学路で保障されているようなことが適用されないとか、あと、それからこういう学校だと思いこんで選択したけれども、入ってみたら違っていた、とか。

委員

説明不足だったとかね。

委員

ただね、そこが、自分がここの学校に行くよと、噂ではこう聞いていたけど、入ったら違うということがよくあると。選択したからそれが言えるか、というところもやっぱり。

委員

よくあると思う。だからそこは言えないよ、ということでないと、やっぱり次から次へと問題が出てくると思います。

委員

それは私立ではないので、学校の方針に従うとか、ちょっとオーバーな例になりますけど、普通にやっていけば、問題無い話であって、学校の方針が悪いとか、それはその個人の親御さん、もしくは子どもの思いであって、学校に責任があるという発想が、それは違うのかなと。

委員

でも現実問題としてやっぱり、、、。

委員

結構そういう保護者いますよ。

委員

それはすごい保護者さんも見てますけれども。

委員

ただ、それを責任として明記するのがどうなのかと。

委員

方針とかは、大阪市の学校教育指針に則ってやっているわけですから、そんな、例えばこっちの学校とこっちの学校が全然違うことをやっていますわ、なんていうのは基本的にありえない。

委員

安全面に関してはある程度記載は必要かと思います。

委員

たぶん苦情が来るとすれば、こっちの学校だったら、ベテランの先生が見てくれたのに、こっちに行ったらとても若い頼りない先生やったと、こんなん違うかった、とかいうのがある可能性は高い。

委員

細かいことは、後でもたぶん付け加えてはいけると思うのですが、どっちにしても1回ということにしよう。

委員

そうですね、はい。

委員

それに時間を費やさずに、スムーズに入学が出来るというのが今の状態、さっきの指定外通学なんかでもそうですけれど、スムーズに入学していただく、というのがあると思います。

委員

ひとつわからないのですが、集団登校ですよね。これについて、集団登校をやっているところは、集団登校を維持するとか、学校選択制が入ることによって、集団登校がやりにくくなるのじゃないか、というところが問題にならないのかなと考えています。

委員

基本的には、今のところ通学区域が残るので、そのあたりは人数が減る場合もあるだろうけど、ある程度の維持は出来るだろうと僕は思っています。校区外から来る子どもとかも、近隣の集団登校の所まで行き、親御さんが送るなりして、そこから集団登校で来る、というスタンスになりますよね、多分小学校では。

委員

うちでも6年生で引っ越しをして、隣の校区ですけれども、引っ越しをしたのでということで、その子が班長だったので責任感もあり、自分が元々いた集団登校の集合場所まで必ず行って、集団登校してくる、というふうにはしていましたので。多分そういう形になるだろうと思う。出来てくると思う。

委員

そうですね、ルールの中にさきほど言った、こういうふうにしてくださいという中で、項目を決めていけるかなと思います。

委員

学校で、というように決めると……。そこは大阪市として、学校選択制についての中で、多分そういうものは、載ってくるのではないかと思います。

事務局

東京ではね、集団登校をやられている学校があります。向こうの教育委員会に聴いてみしたら、校区外のお子さんは、集団の登校の場所が決まっていますから、何ヶ所か。一番近いここに行ってくださいと、そこから一緒に行ってくださいというなお話を学校なり、教育委員会がしているというのはお聴きしております。だから別にそれで制度を無くしました、というのとは聞いておりません。

あと、この対象者のアスタリスクのひとつ目ですが、最初の時に保護者からご質問が出ると思うんですけども、仮に導入をする時にですね、その時に在学しているお子さん、多分5・6年のご家庭の方はあまり声も起こらないと思うのですけれども。やっぱり2年生とかになれば、ご質問は今後、必ずどの区でも起こってくると思うのですけれども。

東京のほうにお聴きしますと、そういう配慮をした教育委員会は、どこも無いわけなんですけれども、そういうところも意見交換していただいたらありがたいです。

委員

さっきの議論のまとめとしては、選択については原則1回とすると。ただし、いじめとかの例外はありますよ、ということが一つ。もちろん学校側の説明責任があります。それから責任問題については、通学に関しては、責任ということを明らかにしておくことが必要だと。ただし、学校の先生が途中で異動していなくなったとか、若い先生だったということについては認めてまた選べますよ、とはしないということで、今のところのまとめでよろしいでしょうか。

委員

どうしようもないですよ、それは。

委員

逆に先生の異動はありますよ、と。

委員

元々の学校でも、来年ハズれる可能性があるのですから。当たる可能性もあるし。

委員

学校紹介の中でかなり細かく他都市は出ていると思います。そこで、前にもお聞きしたのですけれども、それ以外のことで、選択された保護者から、こんなふうには言っていなかったじゃないですかということを追及されたことがありますか、と前に聞いたことあるのですけれど、そういうのがあれば、そこを盛り込んでいたら良いのかなと思います。

事務局

教員の異動なんかは、当然中学校もあります。クラブ顧問が代わりましたという、必ず。見たら、どの教育委員会も、保護者に配る案内書、申請書の欄外に、校長含め教員には定期異動がありますと、そのことを踏まえ、学校をどう選択するかを考えてくださいというのは明記してあるところが多いです。そういうことはやっぱり問い合わせがあるので明記をしてあると。

委員

集団登校については、対応が可能であると。そこまで連れてきてもらって、そこから一緒に登校させることができる。

ファシリテーター

次の対象者に移りましょう。

委員

導入した年だけの話ですよ。

事務局

そうですね、実際フォーラムでもそういうご質問があった区が何区かありましたので。

委員

難しいなあ。中学校は難しいですよ、内申書の問題とか。

委員

中学校は特に。小学校はあんまり無いですけども、中学校はさせて欲しいと。

委員

内申書のお話で決定的な要因がありそうですが。

委員

かなりの人数が動くとなると、中学校、中3で変わるとかになると、非常に困りますよね。転入で中3が入ってきた、例えば2学期で転入生が入って来た。1名が変わることによって、今、相対評価なので、大阪市は。そこで評価が動く。1学期に提示していた内申よりも、成績だけと違って、そのことによって動いたりするようなこともあるので。それが中3となると、、、

委員

それを考えて、こっちへ異動したらもっと良いところへ行けるじゃないかと。

委員

それはありますね。

委員

少ないところだったらね。

委員

やっぱり学校としたら、今、いる子ども達については、申し訳ないけれども、仮に選択制が

あっても、現状のままというのではないと、かなり混乱を来たしてくるんじゃないかと思います。

委員

今、中学でも適正就学では何年まで在学していれば？

委員

2年生になったら、卒業まで通えます。

委員

じゃあ逆に言えば、在校生はいいのかなと。

委員

ようやく絶対評価になる？

委員

そのように聞いています。平成25年度からは、これと同時に絶対評価に動くのではないかと。現場はハッキリ言って反対している。相対評価のほうが付けやすいと。

委員

付けやすいですね。ただ、子どもが高校へ上がった時に混乱するのですよね。絶対評価になっているので。何で今までこんなだったのだろうというところがあって。今、大学ぐらいになっている子どもに聞くと、やっぱり選択制をして欲しかったし、評価も絶対評価で行ってもらったほうが、高校になって本当にしんどかったという声がやっぱり上がってきています。

委員

制度の境目になるっていう不公平感はやっぱりあると思うのですけれども、どこかで区切らないといけないと思うのです。ただ、今、他の保護者の方から聞いている意見ですと、例えばこれ、24区のままで制度を導入したとしても、また区が再編成された時には、また制度が変わるのじゃないかという不安もあるのですね。そうなった時に、ここからここまでの子どもはこの制度で行っていて、ここからの子ども達は、また次の制度で、と同じ小学校の中に何度も制度が変わって、小学校は6年間ですので、結構いろいろなパターンの子が出てくると思うのです、そうなる。それは、ちょっと避けていただきたいとすごく思っているんですけれども。1回制度をいじるってすごいことだと思うので。

委員

24区で、区長さんが入れる、入れないを選びますと。で、うちは、入れました、よそは、見送りました。で、区の再編となって、こことくっつきましてとなった、止めました、となったら混乱するという話で、逆にやりますということになったら、こちらは大変だろうし、そのところ上手いこと整合性が取れるのかなという心配はありますよね。

委員

だから、これ導入の年度の話にも関わると思うのですけれども、そんなに急いで導入しなくても、もうちょっと区の再編とかが進んでからでも良いじゃないかなという気はしているんですけどね。それも意見としてあげていただけたら、と思うのですけれども。

委員

逆にこれをしているから、区の再編の時にちょっとブレーキがかかりやすくなる、というところは無いですか。

委員

区の再編に？ああ、もう実施しているから？

委員

こういうがあるので、やっぱりちょっと考えてもらうとかね。そこで言いきってもらう。

委員

区の再編の問題は、学校だけの問題じゃなくて、例えば、赤バスは、区の中で動いておりますので、そういう問題とか他にもたくさん、合区になりましたら課題はたくさんありますので、合区があるからこの問題ということではなく、そこは分けていただいたほうが良いと思います。あとはスポーツセンターとか区民センターも合区になればどうするのか、という話も出てまいりますので。それから私ども淀川区の場合でも例えば一旦決めるけれども、さきほど仰ったみたいに、他都市だったら変えているじゃないかと。6年の間に勝手に区長さんに変えてもらったら、コロコロ変わったら困るでと制度を。だから変えるルールも始めからある程度、毎年変えるならどういうふうに変えるのか、議論をちゃんとしといてと。どういうふうに意見を聴くのかとか、ある程度、3年とか4年は変えないよとか。聞くのだったら、3年後にはどういう聞き方でどういう発議で誰がやるのかとかね。そういうのも含めて制度を変える、合区じゃないですよ、合区じゃなくて、現行制度のままだでもどう変えるのかというのは、他都市でも変えておられるみたいだから、そこのルールをちゃんと議論しておかないと、誰かが勝手に一方的に変えるのはおかしいじゃないか、というご意見はいただきました。

委員

区ごとで決めるという話じゃないですか。賛否両論いろんな意見が絶対出てきますよね。区長が最終的に判断をするとなったら、非常に重たいじゃないですか。区長としてはどうなんですか、やる方向で考えているのかどうか、全員がね。それか、本当に意見を聴いてね、いやいやもう反対が多かった、6：4で反対が多かった、止めだという話になっているのか、区長会ではどんな話になっているのですか。

委員

区長会ではもうハッキリしています、後者です。だから入れる前提では議論していません。各々の区によって判断したら良いよ、と。市長からも各区で判断したら良いと。入れる前提で

議論しなくても良いよ、と言われていまして。だから学校教育フォーラムとか PTA ごとにやりますし、熟議が終わってからも先ほど申し上げたみたいに、先ず制度の周知をして、区長自身がいろんな意見を聴こうというふうにしていますし、全くフラットな状態で、区長会でも意思は確認しています。

委員

橋下市長は、報道で今決まっている区長は、学校選択制に大賛成の方ばかりだと仰っていたと思うんですけど、、、。

委員

市長は、面接の途中で、面接の途中ですよ、だから 24 区長全員を面接しただけで、途中段階では、そういう意見も面接を受けた人間が多かったというだけで。そこはもうちょっと報道を読んでいただいたら。途中段階でそういう意見が多かったということで。僕自身聞かれたことないです。僕が面接のとき市長から聞いたのでは。

委員

例えば、反対が 70%、賛成が 30% だったらこれどうなるのですか、決め方は。100% っていうのはあり得えないので。

委員

それこそ、総合的に、本当にそれはどういう聴き方をしたのかとうのもあるので。それはうちも今回いろいろご意見をいただいています。数字だけで決めるのかとか、どういう聴き方をするのか、問題だと、フォーラムみたいに 1 回だけ聴いてそれが 70、30 でそれで判断するのか、と。聴き方の問題だと思います。

委員

そこはまだまだしていただけるのですね？

委員

まだまだこれからです。

委員

ありがとうございます。

委員

ちょっと戻りますけど、確かに合区になったらどうするのですか、という話がある。

委員

そうですね。

委員

やり方としては、もうそんなもの考えておられんから今のやつを前提にしてやろうよ、という考えもあるし、それからやっぱり合区になっても共通に出来る道を考えていこうよと、変更になっても生きる道を考えていこうよというやり方もあるし、それから先ほどご意見もあったように、変えるルールを作っても、合区になったら、その時点でまた再検討してもらいましょうよと。その辺をハッキリさせておいたほうがいいという気がしますよね。

委員

だから先に区割案を出せと思うのですけれども。同じカルチャーの区同士だったらやる、やらないがあってもまだ話し合っていくのかも知れないですけど。思いつき住宅地ばかりです、美術館ばかりです、ここは児童数極めて少ないです、非常に古い街並みです、全然キャラ違います、ひとつになりました、適当に。「どないするねん」となります。議論がかみ合わない可能性が十分あるので、だから市長の会派じゃないところが、先に区割り案を出せというのがありますけど、そこは教育現場からも非常にそうです。だって、例えば、うちの区でやるとなった場合になったとして、じゃあお隣のくつつきそうなところが明らかにこれはできないというところになったとき、もしそうなった時にどうなのだということが、とても心配なところがあります。

委員

どっちかと言うと、区の行政というよりもいつも2番目に置いて考えて、地域によってバラつきがあって、こちらのエリアでは選択制をやっている、このエリアでは必要性からやっていないよと、いうふうなところがあってもいいじゃないかと思ったりするのですけどね。

委員

私も個人的な意見ですけども、やっている区とやっていない区が合区になれば、別にそれを統一的にやるとかやらないとか決めなくても、今の制度で子ども達が行っておられるので、それはそのままにすればいいだけだと思います。

委員

エリア内みたいな、ということ？

委員

そういうことだと思います。例えば、私がそうなれば、私はそう判断すると思います。それを逆に熟議の中でどういう制度になるか、合区になっても、それは何の問題も支障ない制度もあると思います。一番極端なのが自由選択制になれば、ちょっといろいろ議論は出るとは思います、それ以外は、合区になっても何の問題もないと私自身は思います。

委員

大阪市全体で考えれば、大阪市24区が一緒にやるのが一番いいですよね。本当に区長選で区長が選ばれて、それで考えるのだったら、それはその話だと思いますが、今、中途半端に大

阪市の中でこっちやっているのに、あっちはやっていないとかっていうことより、統一してやってもらったほうが、全体的にはスナリ流れるのかなと思いますね。

委員

合区の問題については、学校現場としたら教育委員会がどんなポジションに出るかということで、今、区長さんがいて、教育委員会制度というのがあって、合区になったら教育委員会がそれぞれ東京の区みたいに、区教育委員会というのが出来るのであれば、そこで十分検討できると思うのですが。合区になっても、まだ同じように教育委員会がどういふこのポジションにいるのかによって、また全然話が変わりますし、その辺、本当になってみたいとわからないので、基本、合区までの制度として熟議をしないと難しいのではないかなと思います。

委員

進まない。

委員

それだと、すごく子どもが可哀そうですよね。制度の狭間ってというのがやっぱりすごく大変だと思いますので。さきほどの話で、東京だと区のエデュケーション委員会があるということでしたけど、市の教育委員会があって、区で判断してバラバラのエデュケーション制度をやるっていうのは、たぶん他の都市ではちょっと無いのではないかなと思うのですが。その辺りもどうなのかなとずっと思っているのですが。

委員

バラバラにはならないのでは？

委員

府と市の関係と同じですよ。

事務局

東京都区部と行政形態が一緒かどうかというのはあるんですけど、うちでいえば、政令指定都市との関係ですが、浜松、岡山、広島ですが、これは、今、全市でやっているのですが、例えば、浜松は一部の区から先にやりだしたというような時期もあると聞いています。これはあまり新聞報道では出ていませんが、ちょっと今、止まっていますけど、横浜市さんも一時期議論されていて、横浜市さんでは特定の区で先ず試行的にやるとか、やらないとかいう議論をずっと深めていた、というところがあります。そこの整理はひとつできるのかなというところはあります。

東京は、当然区の中に教育委員会組織がありますから、それぞれの教育委員会でその区における選択制なり、就学制度がどうかというのを決めていますから、今回、杉並区でいろいろ変更がありますけれども、あれは杉並区の中で考えられていることですのでね。先ほど仰ったような制度論とかの組み合わせは、今後はあるかな、と思うんですけどね。ただ、現時点でそこまて考えると、どこの時点のものを、となりますので、ただそういう意味でいえば、将来に繋ぐ

ようなところの余地は考えておく必要はあるのかな、と思うんですけどね。選択制の制度だけでは難しい課題になると思うのですけれども。

委員

浜松とか横浜とかで議論になっているところで、一部の区からと決定したのは、区なのか教育委員会なのかは？

事務局

具体的に言いますと、もともと浜松市というのはありますよね。浜松市が政令指定都市になる時に周辺の市町村と合併されたんですよ。実は合併先の相手先のある市が選択制みたいなものを既にやっておられて、結局それを引き継いだ形になっているのですね。だから合併した時は、その市のその区域だけやっておられたんですが、今はそれを全市的に広げられたという経過なんです。横浜市さんはどちらかといえば、選択制のモデル事業的な意味合いも持っておられて、かつある区で、区を限定して。

委員

それは教育委員会が主導して、ということですか？

事務局

そうです、すべて主導は教育委員会です。横浜市さんの場合は、小学校は見送って、中学校のみ、という議論だったというふうに聞いています。今、ちょっと議論は止まっているようですが。

委員

子どもが可哀そうだと仰った、その問題点を細かく、細かく分析して、こういった時に、こうなるのじゃないか、こんな時にどうしてくれるのか、というのを明確にさせていただいて、そういう問題意識を持っておいて、制度をいろいろ考えてみませんか？

それでこの時だったら、これだったら、そのまま出てくるよと、この問題点が。あるいは、こここのところを修正したら、カバー出来るよ、というふうな議論になればなと思ったりするのですが。

委員

そうですね。

委員

もしくは、場合によったら、制度を考えて、他の制度を選んだ時には、3年間は維持してくださいね、とか。あるいは区で改めて慎重に結論を出したうえで変更する時はやってくださいね、と。そうしないと子どもらがえらい迷惑を被りますよ、というような付帯決議を付けることが出来るかもしれない。

委員

そうですね、具体的に考えたいと思います。すぐには思い浮かばないですけど。

ファシリテーター

時間がもう来ていますので。選択の機会については議論がかなり深まったと思いますが。対象者は、翌年度小中学校就学予定の区内在住者ということでよろしいですね。

委員

動き出してからのことですね。

区長、すみません。区長で決めるということで、区を渡る、今は区だけで考えるという話じゃないですか。そのあたりの話は出ているのですか？区と区の隣接している区同士で。

委員

現行も、先ほども教育委員会からご説明あったように、区をまたいで指定校が出来ている区はありますから、区割りの問題は、校区の問題は、原則まだあると思います。今回の学校選択制でいえば、区ごとに議論しようとしていますから、区をまたいでの議論は、今は無いです。

委員

この指定外就学を認めるかどうかで、認めたら行ける、ということですね。

委員

指定外通学与学校選択制の自分なりの勝手な解釈ですけど、思っているのは、学校選択制というのは先に枠がありますよね、これ以上取らないという。ところが指定外の場合、例えばこの地域は行けますよ、となったらその子は絶対に受けないといけないので、校舎が足らなかつたらプレハブを建てると、というような施設面まで及んでくる、という違いがあると思うのですね。だから、今、区長さんが仰っていたみたいに、隣接区で、例えば、ここで指定外就学を認める、近い学校を認めるのだったら、ここの地域の子が、ここに行った場合、その学校は、区内の自由選択だったら、それと隣から来る子の調整と、ものすごく複雑なことをしないと1年生が受け入れられないというようなことになる。

委員

なりますよね。選択制を、ちゃんと導入を考えないとアカンと。でも調整区域だったら、それは、いろんなまたぐので、これも選択制とやっぱり調整していかないと難しいのかも。

事務局

広い意味で言えば、調整区域も文科省がいう枠の一番下の特定地域選択制とね、ほぼ一緒のことなんですね、意義づけはね。そういう意味で言えば、うちでも選択制が実際始まっているといえ、始まっていると理解することもできるのですけれども。この5つの類型の中でね、東京都の都市部が多いのですけれども、下の2つはですね、どちらかというと郊外とかでやられているのが多くて、全国的にみますと下の2つほうが事例が多いです。今の指定外就学の制度

の緩和とですね、調整区域は、その地域の人数制限は一切しておりません。あくまでも保護者の選択で、選択をされた保護者は受け入れ校へと。今、委員がおっしゃったように、校舎の教室が足りないという場合は、その子らの数も見込んでやる、という形になる訳なんですけども。選択制に関しては、向こうの教育委員会に聞いたところ、どこもそれを受けての校舎増築はしませんというのが基本ベースになっていますので。その点は違いますし、最後保護者に、仮にいろんな制度を併用する場合は、説明をしておかなければ、わかりにくい点はあろうかな、と思います。ただ、調整区域もですね、本市の学校も、増築ができない学校もあります、特に小学校は、規模の関係で。中学校もあるのですけれども。そうなった時に、先ほど言いましたように、調整区域を設定すると言っても、そういう制約も出てくるかなという現実があります。どういう地域なのかというのは各区の状況ですから。議論の中では、そういうところも、当然視野に入れざるを得ないとは思われますけれども。その点は保護者にも、単に併記してしまいますと、どれがどうなのか、例えば、この指定外就学の緩和は、まず就学通知を送ってから、それから保護者にやってもらうことですね。選択制は就学通知を送る前にやってもらうことですから。保護者が意思決定をするタイミング、時期も違いますので、そういうところも、単に併記してしまうと、どっちがどっちなのかなというところがありますので。仮にいろんな制度を併用しようという場合は、丁寧な説明がいると思われますけれども。

ファシリテーター

選択の対象者は、これは学校で収容定員を一応決めておいて、そして、後は抽選などで柔軟に対応していくという、そういう制度原則を持っておかないと、選択制というのは執れないでしょうね。無茶苦茶になりますからね。

委員

なので、在校生は対象外、ということでさっきの話の中ではあったかと。

委員

小学校を選択制にするのか、中学校だけにするのかっていうのは、いいですかね？
小学校も選択制ですか？

委員

それ言い出すとややこしいので。とりあえず、この前半部分については、導入をするという前提を、あくまで前提で。小学校と中学校が、別々の結論になることも多分あると思うのですけれども。

委員

とりあえず、全部作って、これはどうか、これはどうかと。

委員

資料4の最後まで行った時点で、考えないといけないのではと思います。

委員

とりあえず組み立てましょうか、形を。このアスタリスクは、絶対こう議論しておかないといけないですね。対象外とするかどうかですね。

委員

そうですね、対象外とする。

委員

学校の立場からすると、導入された場合、1年生は新しく入ってくるので、いいですけど。他の学年の子ども達で、今でもそうですけど、転校生1人とか2人とかだと、そこをケアしながらいけるですけども、これが5人・10人と入ってこられた時に、ケアができるかというのが、非常に難しい問題ですので、そういった意味では、対象外としていただいたほうが、学校としては、教育はしやすいと思います。

委員

そうですね。また小学校は、6年生までいますので。かなり中学校とは違ってくるので。

委員

親も大変やと思います。

委員

うちの学校は、50人、60人単位で転校生を迎えましたのでフィーバーしています。

ファシリテーター

導入時は、在校生は、学校選択制の対象外とすると、これは、これでいいですか？そうせざるを得ないでしょう。

委員

はい。そう思います。

委員

在校生は、しばらく過渡期ということでゴメンね、と割り切り事項にしたほうが、現場の学校の先生方の意見も踏まえていいじゃないかと思います。

ファシリテーター

入学時だから、在校生は入らないということで行かざるを得ないでしょう。年度途中の転入生の学校選択を可能にするかどうか。

委員

転校してきて、他地域から来た場合ですね。

事務局

これは自治体によって対応がバラバラです。もうこの選択制という制度は新入生だけですと限定しているところは結構多いですけども。一部の自治体で、枠が、別に学級数を増やすわけには行きませんから、学級の定員がありますから。その枠が入るのであれば、お受けできますよとしている自治体もありますが、どちらかといえば少数派でございます。むしろ、多くは、転入生の場合は、後からご議論いただく指定外就学の緩和、こちらで保護者にご案内している自治体が多いといったところがありますね。こういう指定外就学の緩和に該当しておれば、指定校以外の学校も選択できますよというご紹介を教育委員会がしているところが多いとお聴きしております。制度上は可能ですので、項目としてあげさせていただいております。

委員

年度途中の転入者っていうのは多いですか？少ないですか？

委員

学校によって、それは全然違います。

委員

ただ、学校を選んで引っ越しをしてくる人が意外と多いと思います。

委員

先ほどと同じように混乱が起きるということに？

委員

そんなに、、、。マンションでもドーンと出来たら、また別でしょうけど。

委員

でも先生、マンションがバーンと出来ても、同じところでそんなに滅茶苦茶変わるということはありませんか？

委員

いや、そんないっぺんにはね。

委員

ないですね。

委員

100戸あっても、子ども何人おるかなという感じかな。

委員

新築で100世帯あったらピーク時100人ですね、子どもね。

ファシリテーター

最初の選択の機会は、入学時の1回のみというのを原則に決めてしまったら、何の問題も無いでしょう。決まったところに行くということになります。

委員

転入したら選べるのかという話になってくると、本当にこの学校に行かせたい人は、出て入って来ますよ。

ファシリテーター

何度も混乱しますよね。

委員

在校生で行かれなかった、じゃあ、一辺籍を外に移して、親戚のところに移して、それから戻してという。

委員

親のところに戻して、変えてくる。

委員

というのも、いらっしゃるところがあるので。

委員

すべてこれに、入学時にというので。

委員

キリがいいでしょうね。

委員

入学時だけなので、在校生に関しては、指定外就学を認めるかどうか。

委員

要は、近い学校に行けるという緩和措置をするか、どうか。

委員

最初のアスタリスクのところ、在校生に関して言うと、これは、このまま学校選択制の対象外とすると。理由は、やっぱり現場の混乱、それから教育上の問題、そういったものを避けるためにこうすると。それから2つ目のアスタリスクについては、年度途中の転入者については、可能としないとダメだというふうにすると、例えば、先ほど仰ったように、戻ってくるという抜け道を、あまり表立っては言いにくいのですけれども、そのような弊害が生じるからということでしょうか？

委員

あと、在校生はできないというところとトーンを合わせるということでしょうね。新入生だけよ、と。

委員

この間の2行は、どうしたら良いでしょうか。アスタリスクとアスタリスクの間。

委員

指定外就学を認めるかどうかですかね。そうですね、これは、後で指定外就学の方針が決まってからになりますよね、きっと。

委員

この場合は、保留のほうが良いかも。

委員

そうですね。

委員

さっき、一番下の年度途中の転入者の学校選択というところで、指定外就学の緩和っていうのは無いのですか？学校選択を可能とするかどうか。学区域に入るのが決定ではなくて、少し選べる、ということは考えられないのですか？

委員

指定外就学の緩和があった場合も、年度途中は無いですよ。

委員

無いと思うな。

委員

というのは、転勤理由が年度途中ということもありえますので。この学校に来たいという引っ越しではなくて、会社の決算時とかひっくるめてですね。

委員

でも、さっき教育委員会から指定外就学の緩和の可能性の話もあったように、それは上の議論と一緒にすよ。

事務局

例えば、2学期から転入してくるとかあります。そういう場合に、仮に今の指定外就学の基準に該当する方であれば、指定校以外に、こういう調整校も選べますよというのは親御さんに

言っていますので、その際にそういう選択をしようと思っただけです。

委員

フリーな選択ではないですね。

事務局

フリーな選択ではないです。こういうご事情があれば、指定校以外のところも検討することが出来ますよ、というのは、例えば2学期とか、3学期とか、途中で転入された方にもそういうご説明はさせていただいています。

委員

一般的に言えば、一つ極端な例を挙げたら、せっかくいい制度が出来たから、それは出来る人からどんどんやったらいいじゃないかと。その一つが転入生にも、せっかくだから認めようと、それだけプラスになるのじゃないかという考えも一つ公式的には成り立つ。しかし、公正という面で見たらどうかというと、やっぱり今、在校生が出来ないのに、お前たちだけかよ、という不公平感が逆に生じてくる。どっちを重視するかですね。

委員

転入者については、基本的に年度途中の転入生の学校選択はなし。ただし、上で2行あるように在校生と転入生については、また別途、指定外就学が出来るかどうか、そこで揉んだほうが良いのではないですか。

委員

これは一緒のような気がしますよね。アスタリスクのところ。どっちみち。

委員

そうですね。

委員

今のところは、指定外就学が認められている条件上ということなので。とりあえず、ここで選択制として良いかどうか、ですね。

ファシリテーター

議論は、また次回にさせていただいてよろしいでしょうか。もう時間も過ぎていきますので。本日、途中からではございますが、2グループに分かれて、密度の濃い議論ができたのではないかと思います。本日のご意見につきましては、今後、早急にファシリテーターと事務局で整理をさせていただき、その整理した内容を、次回、最初に集合した時点で提示させていただいて、委員全員で共有してまいりたいと考えております。その後、また今回と同様に、それぞれのグループに分かれて、議論をしてまいりたいと考えております。次回以降、何を議論するのか、という点につきましても事務局と調整のうえ、整理しておきますので、よろしくお願いし

ます。それでは、本日の議事につきましては、一旦これで終了とし、事務局へ司会を戻したいと思います。

事務局から日程調整後、終了。